

職業安定部職業対策課
課長 植松 庄次
課長補佐 斎藤 光子
電話 043-221-4392

一 障害者を対象とした就職面接会を県内6会場で開催 一

障害者の雇用・就労について理解と関心が一層高まる中、多くの障害者が社会で活躍されています。一方、就職の機会に恵まれず、働く場を求め、仕事を探している障害者の方々も多数見受けられるなど、障害者の就職は依然として厳しい状況です。

また、企業に雇用を義務づける障害者雇用率が平成25年4月に、これまでの1.8%から2.0%に、約15年ぶりに引き上げられるなど、障害者雇用の一層の進展が期待されているところです。

こうした状況を踏まえ、千葉労働局・ハローワークでは、一人でも多くの障害者の方々が就職し、職業的自立へつながるよう、障害者を対象とした就職面接会を10月～12月に県内6会場において次のとおり県又は市等との共催又は後援により開催いたします。

就職面接会等に関するお問合せは、各会場の主催ハローワーク（又は最寄のハローワーク）までお願いいたします。当日、面接会への参加に当たっては、必ず履歴書をご持参ください。

<平成24年度 障害者雇用促進就職面接会の開催日程>

① 千葉会場

日 時 平成24年10月12日（金） 13時00分～16時00分
場 所 千葉ポートアリーナ メインアリーナ（千葉市中央区問屋町1-20）
主 催 千葉公共職業安定所（043-242-1181）、千葉南公共職業安定所（043-300-8609）

② 我孫子会場

日 時 平成24年10月24日（水） 13時00分～15時30分
場 所 千葉県福祉ふれあいプラザ（我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ内）
主 催 松戸公共職業安定所（047-367-8609）

③ 船橋会場

日 時 平成24年10月30日（火） 13時30分～16時00分
場 所 船橋アリーナ（船橋市習志野台7-5-1）
主 催 船橋公共職業安定所（047-431-8287）

④ 銚子会場

日 時 平成24年11月2日（金） 13時30分～16時00分
場 所 銚子市保健福祉センター すこやかなまなびの城（銚子市若宮町4-8）
主 催 銚子公共職業安定所（0479-22-7406）、佐原公共職業安定所（0478-55-1132）

⑤ 浦安会場

日 時 平成24年11月15日（木） 13時30分～16時00分
場 所 浦安市民プラザ（浦安市入船1-4-1 ショッパーズプラザ新浦安4F）
主 催 市川公共職業安定所（047-370-8609）

⑥ 木更津会場

日 時 平成24年12月4日（火） 14時00分～16時00分
場 所 ハローワーク木更津会議室（木更津市富士見1-2-1）
主 催 木更津公共職業安定所（0438-25-8609）

障害者雇用促進就職面接会実施状況

開催年度	参加企業数 (社)	求人件数(人)	求職者数	採用者数	開催方法
平成11年度	208	523	471	72	千葉県主催;1ヶ所
平成12年度	208	500	395	59	労働局主催;1ヶ所
平成13年度	177	623	777	91	千葉、市川、銚子・佐原、館山、松戸、船橋・市川(計6ブロック)
平成14年度	178	600	813	94	千葉、市川、銚子・佐原、館山、松戸、船橋(計6ブロック)
平成15年度	209	805	897	125	千葉、市川・船橋、銚子・佐原、松戸(計4ブロック)
平成16年度	213	742	883	123	"
平成17年度	213	711	888	127	千葉、市川、銚子、松戸、船橋(計5ブロック)
平成18年度	212	628	921	123	"
平成19年度	190	639	838	104	"
平成20年度	200	699	877	98	千葉、市川、銚子、木更津、松戸、船橋(計6ブロック)
平成21年度	177	569	1,143	108	千葉、銚子、木更津、松戸、船橋(計5ブロック)
平成22年度	179	590	1,129	103	"
平成23年度	177	575	1,100	96	"

資料出所:千葉労働局職業安定部職業対策課

障害者の年度別職業紹介状況

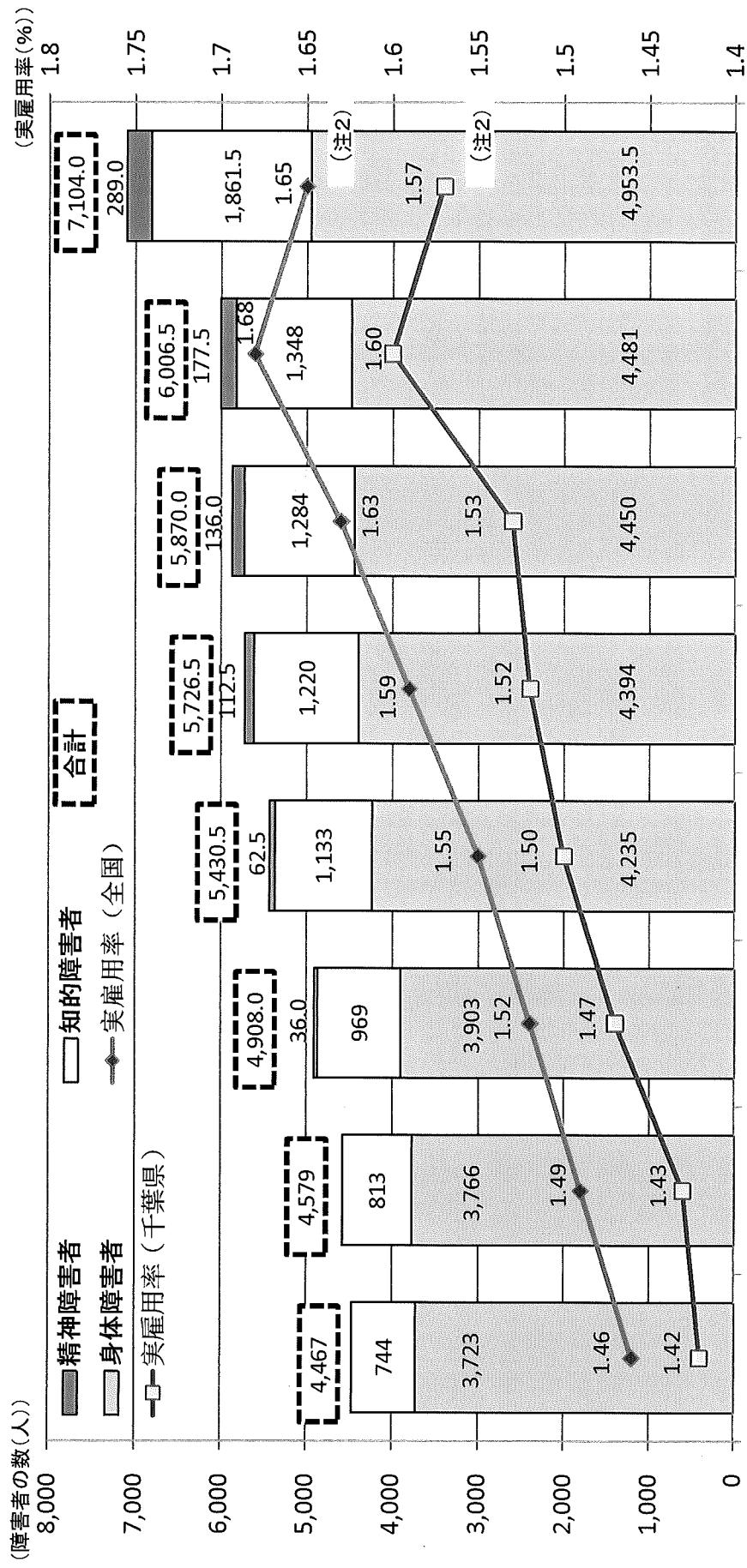
- ハロワーカーを通じた障害者の就職件数では、雇用情勢が依然として厳しい状況にある中で、平成22年度の1,623件(全国52,931件)を大きく上回り、過去最高の1,922件(全国59,367件)で前年度比18.4%増(全国12.2%増)となっている。
- 新規求職申込件数では、精神障害者の件数が大きく伸びている。

	新規求職申込件数				就職件数					
	区分				区分					
	計	身体	知的	精神	その他	計	身体	知的	精神	その他
17年度	3,400 97,626	2,141 62,458	770 20,316	452 14,095	37 757	1,064 38,882	635 23,834	321 10,154	95 4,665	13 229
18年度	4,041 103,637	2,411 62,217	901 21,607	697 18,918	32 895	1,252 43,987	702 25,490	383 11,441	159 6,739	8 317
19年度	4,061 107,906	2,189 61,445	907 22,273	928 22,804	37 1,384	1,433 45,565	689 24,535	521 12,186	216 8,479	7 365
20年度	4,645 119,765	2,471 65,207	998 24,381	1,137 28,483	39 1,694	1,350 44,463	659 22,623	426 11,889	257 9,456	8 495
21年度	4,838 125,888	2,415 65,142	979 25,034	1,404 33,277	40 2,435	1,373 45,257	644 22,172	413 11,440	302 10,929	14 716
22年度	5,029 132,734	2,362 64,098	980 25,815	1,628 39,649	59 3,172	1,623 52,931	692 24,241	439 13,164	481 14,555	11 971
23年度	5,936 148,358	2,448 67,379	1,233 27,748	2,151 48,777	104 4,454	1,922 59,367	699 24,864	574 14,327	629 18,845	20 1,331

資料出所：厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、千葉労働局職業安定部職業対策課
(注)：上段は千葉県、下段は全国

民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移(毎年6月1日現在)

- 民間企業の雇用障害者数は7,104.0人と過去最高を更新(全国も36万6,199人と過去最高を更新)
- 実雇用率は1.57%(全国は1.65%)
- ※現行の民間企業の法定雇用率は1.8%→平成25年4月1日から民間企業2.0%に引き上げ



事業主のみなさまへ

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。

事業主の皆さまは、ご注意いただきますようお願ひいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	⇒ 2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	⇒ 2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	⇒ 2.2%

障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出

など



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(LL240620障01)

障害者雇用 Q&A

Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものではなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくことになります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

＜利用可能な支援の例＞

- 障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク
- 職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
- 各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働 >雇用 >施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/shougaishakouyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

